

## 融資制度

資金繰りに関しては、直接被害を受けた方に加えて、社会的、経済的環境変化により、業況が悪化した中小企業者を対象に「災害復旧貸付制度」「セーフティネット貸付」が整備されています。また、小規模事業者向けの「マル経融資」もあります。

### 1. 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災復興特別貸付はこのたび創設された融資制度です。東日本大震災により直接または間接被害を受けた中小企業者等に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）が長期・低利で融資します。

とくに事業所が全壊・流失した直接被害者や原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設されています。

#### （対象者）

##### ①直接被害者

（イ）地震・津波等により直接被害を受けた企業

（ロ）原発事故に係る警戒区域、計画的避難地域、緊急時避難準備区域内の企業

##### ②間接被害者

直接被害者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす企業（直接被害者が大企業であっても対象となる）

##### ③その他の企業

その他、震災の影響により、業況が悪化している企業

#### （貸付限度額）

日本公庫	中小事業	7.2 億円
	国民事業	4800 万円
商工中金		7.2 億円

#### （貸付利率）

日本公庫	中小事業	基準金利－最大 0.5%
	国民事業	基準金利－最大 0.5%
商工中金		基準金利－最大 0.5%

#### （貸付期間）

設備資金 15 年以内（据置期間 3 年以内）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

運転資金 8年以内（据置期間3年以内）

（問い合わせ先）

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫

## 2. 東日本大震災復興特別貸付の『別枠』融資

東日本大震災の直接被害者・間接被害者に対しては、上記1のほかに更に『別枠』の融資が用意されています。

（対象者）

①直接被害者

- （イ）地震・津波等により直接被害を受けた企業
- （ロ）原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の企業

②間接被害者

直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

（貸付限度額）

日本公庫	中小事業	3億円（別枠）
	国民事業	6000万円（別枠）
商工中金		3億円（別枠）

（貸付利率）

①直接被害者

日本公庫	中小事業	基準金利－0.5%
	国民事業	基準金利－0.5%
商工中金		基準金利－0.5%

※貸出後3年間・1億円（国民事業は3,000万円）までは、基準金利から▲1.4%。

※特に甚大な被害を受けた事業者には「国の利子補給制度（ゼロ金利制度）」の取り扱いが、平成23年8月22日に開始されています。

《対象者》

- ・地震又は津波により事業所等が全壊又は流失した方であって、市町村等が発行する被害証明書等の発行を受けた方
- ・原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有している方

《利子補給の内容》

- ・融資後3年間
- ・中小事業は1億円（国民事業は3000万円）以内
- ・8月22日以前に利用済の東日本大震災復興特別貸付についても遡及適用可能。

②間接被害者

日本公庫	中小事業	基準金利－最大0.5%
------	------	-------------

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

国民事業 基準金利ー最大 0.5%  
商工中金 基準金利ー最大 0.5%  
※貸出後 3 年間・3,000 万円までは、基準金利から最大  
▲1.4%。

（貸付期間）

①直接被害者

設備資金 20 年以内（据置期間 5 年以内）

運転資金 15 年以内（据置期間 5 年以内）

②間接被害者

設備資金 15 年以内（据置期間 3 年以内）

運転資金 15 年以内（据置期間 3 年以内）

（問い合わせ先）

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫

【出典】中小企業庁『中小企業支援ガイドブック』（平成 23 年 5 月 2 日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>

中小企業庁『平成 23 年度第一次補正予算を踏まえた東日本大震災の被災中小企業者向け資金繰り支援策の御相談の開始について』（5 月 2 日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

中小企業庁『東日本大震災復興特別貸付の概要』

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110927001/20110927001-5.pdf>

日本政策金融公庫『中小・小規模企業向け東日本大震災関連融資制度における国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の取り扱い開始について』（平成 23 年 8 月 22 日）

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230822b.pdf>

### 3. セーフティネット貸付制度（取引企業倒産対応資金）

セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）は、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者を対象として、円滑な資金供給を確保するための融資制度です。

今般の東日本大震災の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、セーフティネット貸付制度を活用する中小企業に対して、その困窮度に応じて金利を引き下げる措置がとられています。

（対象者）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

取引先企業等の倒産により経営に困難を来している、以下のいずれかに該当する中小企業

- ①倒産企業に対して50万円以上の売掛債権を有する方
- ②倒産企業との取引依存度が10%以上である方
- ③倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有する方 等

（貸付限度額）

日本公庫 中小事業 1.5 億円（別枠）  
国民事業 3000 万円（別枠）

（貸付利率）

日本公庫 中小事業 基準利率－最大 0.75%  
国民事業 基準利率－最大 0.75%  
※ 利率は担保の有無、返済期間等により変動

（貸付期間）

運転資金 8年以内（据置期間3年以内）

（問い合わせ先）

日本政策金融公庫

【出典】中小企業庁『セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の特別利率が5月23日から適用されます』（平成23年5月23日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110523SaftyTokubetu.html>

#### 4. 小規模事業者向け融資制度（マル経融資）

小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資制度です。通常枠に加えて、震災対応特枠が創設されました。

小規模事業者の方へ迅速な復興資金の供給を行う観点から、提出書類の簡素化等が行われています。

なお、平成23年3月11日～5月20日の間、マル経融資を申し込んだ方で、東日本大震災による直接・間接被害を受けていた場合、所定の書類を提出できる方は、震災対応特枠を遡及して利用できます。

※東日本大震災の発生を受けて平成23年5月23日に創設された『災害マル経融資（通常のマル経融資とは別枠融資）』につきましては、日本政策金融公庫平成24年3月31日（受付分）まで取り扱いを延長しております。

（対象者）

商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の小規模事業者

（貸付限度額）

①通常枠 1500万円

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

②震災対応特枠 1000万円（通常枠と別枠）

（貸付金利）

①通常枠 特利F

②震災対応特枠 特利F－0.9%（貸付後当初3年間）

（貸付期間）（①②共通）

設備資金 10年以内（据置期間2年以内）

運転資金 7年以内（据置期間1年以内）

（問い合わせ先）

最寄りの商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所

【出典】中小企業庁『中小企業支援ガイドブック』（平成23年5月2日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>

全国商工会連合会『小規模事業者経営改善資金融資（マル経）制度について』

<http://www.shokokai.or.jp/top/em/marukei.pdf>

全国商工会連合会『マル経融資（震災対応枠）の遡及適用について』

<http://www.shokokai.or.jp/top/Html/kigyo/kigyo-114.htm>

日本商工会議所『「中小企業向け支援策ガイドブック ver.3」〔日本商工会議所版〕  
の作成について』（平成23年5月13日）

<http://www.jcci.or.jp/region/tohokukantodaisinsai/2011/0513180432.html>

<http://www.jcci.or.jp/2011/05/13/20110502.pdf>